川崎市道高速縦貫線

		川崎浮島ＪＣＴ
	殿　町	3.5
大師ＪＣＴ・大師	—	5.6

埼玉県道高速さいたま戸田線

					美女木ＪＣＴ	
				浦和南	1.5	
			浦和北	—	—	
		与　野	2.1	—	7.9	
		新都心西	—	3.9	—	9.7
	新都心	1.8	—	5.7	—	11.5
さいたま見沼	2.3	4.1	—	8.0	—	13.8

別添２

入　口　等	料金の額	
	普通車	大型車
本町（上野方向へ進行する入口に限る。）	476.19円	952.38円
永福（高井戸方向へ進行する入口に限る。）		
八潮南（八潮方向へ進行する入口に限る。）		
新郷（安行方向へ進行する入口に限る。）		
阪東橋		
杉田（幸浦方向へ進行する入口に限る。）		
新都心西（新都心方向へ進行する入口に限る。）		
新都心（さいたま見沼方向へ進行する入口に限る。）		
池尻	571.42円	1,142.84円
外苑（代々木方向へ進行する入口に限る。）		
初台		
錦糸町（小松川方向へ進行する入口に限る。）		
葛西（浦安方向へ進行する入口に限る。）		
浦安（千鳥町方向へ進行する入口に限る。）		
鹿浜橋（加賀方向へ進行する入口に限る。）		
足立入谷		
三溪園	666.66円	1,333.32円
浦和北		
扇大橋（鹿浜橋方向へ進行する入口に限る。）		
戸田		
美女木ジャンクション（高速自動車国道東北縦貫自動車道弘前線を通行し浦和南方向へ進行する利用に限る。）		

阪神高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成 26 年阪神高速公告第 10 号

平成21年阪神高速公告第10号で公告しました阪神高速道路の料金の額及び徴収期間について、その一部を平成26年４月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成 26 年３月 31 日

阪神高速道路株式会社
代表取締役社長　山澤　俱和

記

記Ⅰ〔１〕２⑵①中「平成20年12月１日」を「平成24年12月６日」に、「す。以下同じ。)」を「す。以下同じ。」に改め、同⑵②中「キロ程」を「利用距離」に改め、同〔１〕３⑴①の表中「500」を「510」に、「600」を「610」に、「700」を「720」に、「800」を「820」に、「900」を「930」に、「1,000」を「1,030」に、「1,100」を「1,130」に、「1,200」を「1,230」に、「1,300」を「1,340」に、「1,400」を「1,440」に、「1,500」を「1,540」に、「1,600」を「1,650」に、「1,800」を「1,850」に、「2,000」を「2,060」に、「2,200」を「2,260」に、「2,400」を「2,470」に、「2,600」を「2,670」に、「2,800」を「2,880」に、「3,000」を「3,090」に、「3,200」を「3,290」に改め、同３⑵の表中「200」を「210」に、「300」を「310」に、「700」を「720」に改め、同３⑷①の表中「600」を「610」に、「1,200」を「1,230」に改め、同〔１〕４⑴②の表中「900」を「930」に、「1,800」を「1,850」に改め、同４⑶②中「39％」の次に「以下」を加え、同４⑷②イの表中「600」を「610」に、「700」を「720」に、「800」を「820」に、「900」を「930」に、「1,200」を「1,230」に、「1,400」を「1,440」に、「1,600」を「1,650」に、「1,800」を「1,850」に改め、同②ロの表中「900」を「930」に、「1,800」を「1,850」に改め、同４